



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名 (和)算数教育改善プロジェクト
(英)Improvement of Mathematic Education in Chile

対象国名 チリ

分野課題1 教育-初等教育
分野課題2 教育-前期中等教育
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 人的資源-人的資源-中等教育
プログラム名 社会格差の是正

プロジェクトサイト サンティアゴ首都圏他
署名日(実施合意) 2005年11月28日

協力期間 2005年12月01日 ~ 2008年12月31日

相手国機関名 (和)チリ教育省
相手国機関名 (英)Ministry of Education, Republic of Chile

日本側協力機関名 筑波大学

プロジェクト概要

背景 チリ国は一次産品の貿易により安定的な経済発展を遂げてきたが、持続的な経済発展を目指すために、一次産品から付加価値のある製造業の強化に努めている。しかし、中小企業内の労働者(技術者)のレベルや質が低いために、高等教育のみならず初等教育レベルからの掘入れが必要とされ、現在、初等教育を対象に行われるLEM (Lenguaje国語、Escritura書き方、Matematica算数) キャンペーンにおいて、学生のレベルの底上げを行っている。しかし、算数教育手法の改善等については、これまでのやり方が行き詰っており、チリ国内の小中学校で実施する国内の学力テスト(SIMCE)の最近の動向を見ると、理数科における学力低最も大きな問題があることが明らかになっている。これに対し、チリ教育省は最優先課題として、英語教育の強化と共に、教育指導要綱、指導方法、評価方法等を考慮した算数教育の向上を掲げており、当該状況を改善すべく具体的なノウハウを有しないことから日本から協力が求められている。具体的には、現在チリにおいて教育省とチリ国内大学が連携し、初等教育5年生~8年生及び中等教育の教員を対象とした現職教員再教育プログラムを実施中であり、当該プログラムにて現職教員に対する研修を実施する大学教授等を対象に、本邦研修を中心とした協力を実施することによって、算数授業の構成、教育マネージメント、授業方法等が習得され、現職教員再教育を強化することが期待される。

上位目標 現職教員再教育プログラムを受講する現職教員の算数指導力が向上する。

プロジェクト目標 現職教員再教育プログラムに携わる大学教員(算数分野)の指導力を向上する。

成果 1. 本邦研修参加者が日本の算数教育における指導手法について理解する。
2. 本邦研修に参加した大学が提出する現職教員再教育プログラムのプロポーザル内容が改善され、かつ実施される。
3. CPEIPが作成する現職教員再教育プログラム実施要領の内容が改善される。

活動 1-1. 日本において算数教育分野の研修を受講する

- 2-1. 本邦研修での課題に関し、チリ国内で研修の成果及び普及にかかるセミナーを開催する。
- 2-2. 本邦研修の結果に基づき、研修に参加した各大学において現職教員再教育プログラムのプロポーザルを策定する。
- 2-3. 各大学にて策定したプロポーザル内容を実施する。
- 3-1. 本邦研修を踏まえ、CPEIPによって現職教員再教育プログラム実施要領の内容の改善を行う。

投入

- | | |
|--------|--|
| 日本側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修にかかる経費(ただし、航空運賃は除く) ・その他プロジェクト実施に必要な経費 |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修にかかる航空賃 ・チリにおけるセミナー開催経費 |

実施体制

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1)現地実施体制 | チリ教育省、現職教員再教育実施大学(5大学/年) |
| (2)国内支援体制 | 筑波大学教育開発国際協力研究センター、筑波大学附属小・中学校 |

関連する援助活動

- | | |
|---------------|--|
| (1)我が国の援助活動 | JCPPディプロマコース「教育の質の向上」(ホンジュラスPROMETAM日本人専門家講義) |
| (2)他ドナー等の援助活動 | JICA同様、各国ドナーにおいても社会的弱者への支援を掲げており、IDBが社会的・地域的平等と生活の質の向上、世銀が2006年までの5ヵ年計画での援助重点分野のうち、地方住民、弱者支援として生涯学習のプロジェクトを実施している。 |



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 食品安全国家プログラム強化プロジェクト (英) Strengthening of the National Food Safety Program
対象国名	チリ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	防災対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	防災対策
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏、バルパライソ市、タルカ市、テムコ市、プエルトモン市
署名日(実施合意)	2005年12月13日
協力期間	2005年12月15日 ~ 2008年12月14日
相手国機関名	(和) 厚生省
相手国機関名	(英) Ministry of Health

プロジェクト概要

背景	チリの食品産業界は生産量の増加、生産の多様化、新技術の導入により変化が著しいが、衛生管理システムがそれに対応できておらず、農牧畜、水産業で使用している殺虫剤、肥料、抗生物質、ホルモンや他の化学成分の分析能力、環境対策が確立されていない現状がある。他方、先進国を中心に食品、医薬品、化学物質等の安全性への関心が高まっており、これに対する国際的な取り組みが進展しつつある。チリ政府は、民主化を達成した1990年以降、医療体制の整備に力を注いできたが、フレイ前政権時代から食品安全も含めた公衆衛生部門の強化に取り組んでいる。1996年に食品衛生規則を制定し、1990年代後半には食品中の化学物質や農薬等の基準値を設定する等、各種法整備を行ったが、制度の内容にチリ国内の試験分析技術が追いついておらず、更に実際に検査を行う地方の衛生検査機関の整備不足もあり、市場に出回っている食品に対して十分な規制措置がとれていないのが現状である。また、先進国をはじめとして多くの国がGMP(製造管理及び品質管理規則)、HACCP(危害分析重要管理点方式)等、食品製造過程における衛生管理システムを積極的に導入・普及していることで、チリ国政府も国内食品産業界において衛生管理規則の強化(HACCPの義務化等)を行う予定であるが、食品産業界の指導・監視にあたるべき食品衛生監視官の能力不足が強く懸念されている。そのため、チリ政府から同国における食品安全行政機関の能力を目的とした技術協力プロジェクトが要請され、事前評価調査の結果、チリ厚生省と公衆衛生研究所(ISP)を中心機関とし、チリ国における食品安全行政システムの機能強化のための技術支援と人材育成支援が開始されることとなった。
上位目標	チリ国内で流通する食品の安全性が向上し、チリ国内消費者の健康保護の水準が高まる。

プロジェクト目標 チリの食品安全国家プログラムの実施体制が強化される。

成果	1. 食品衛生監視官の能力が向上し、監視・指導の水準が高度化する。 2. 協力対象ラボにおける食品検査能力が向上する。 3. 厚生省による適切な国家食品モニタリング計画の策定が可能になる。 4. チリの食品安全国家プログラムのマネージメントが強化される。
----	--

活動	<p>1-1. HACCP基礎研修及び監視研修のカリキュラム並びにテキストを作成する。1-2. 食品衛生監視官にHACCP基礎研修及び監視研修を実施する。1-3. HACCPモデルを作成し、食品業界へのHACCPの普及を促進する。1-4. 監視研修受講者に業務実施計画の作成を指導し、進捗状況を確認する。</p> <p>2-1. 新しい検査法の研修を実施する。2-2. 研修対象外の食品について、当該検査法の適用の妥当性を確認するための計画を作成し、実施する。2-3. 検査法を文書化する。</p> <p>3-1. サンプルング対象食品を決定する。3-2. サンプルング数、サンプルング方法を決定する。3-3. 検体の取扱い手順を作成する。</p>
投入	<p>4-1. 日本の経験を紹介する。4-2. チリの食品安全行政改善のための助言を行う。</p>
日本側投入	<p>1. 日本人専門家派遣 (1) 長期専門家(72M/M) ・チーフアドバイザー ・業務調整 (2) 短期専門家(14M/M) ・HACCP ・検査技術(残留農薬、食品添加物等) 2. カウンターパート研修(8M/M) 3. 機材供与(約1.4億円) 検査試験用機材 4. 現地活動(約0.2億円)</p>
相手国側投入	<p>1. 人員配置 ・プロジェクトダイレクター ・アシスタントプロジェクトダイレクター ・プロジェクトマネージャー ・アシスタントプロジェクトマネージャー ・カウンターパート(厚生省及びISPスタッフ) 等</p> <p>2. 施設 ・プロジェクト事務所 ・チリ国内での研修実施に必要な施設 3. ローカルコスト その他施設整備に係る機材、研修実施経費等</p>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を受けた人材が、関係者に伝達研修を実施する。 ・チリ国の食品安全政策が継続される。 ・食品に関わるステークホルダー(関係省庁、民間セクター、消費者等)がそれぞれの役割を適切に果たす。
実施体制	
(1)現地実施体制	厚生省、公衆衛生研究所(ISP)、厚生省地方事務所(バルパライソ、タルカ、テムコ、プエルトモン)
(2)国内支援体制	厚生労働省、横浜検疫所
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	技術協力プロジェクト「安全性試験法の導入による品質向上プロジェクト」(2004年度)



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)地震・地殻変動観測システム強化 (英) Strengthening of Earthquake Monitoring Observation System
対象国名	チリ
分野課題1	水資源・防災-地震災害対策
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-気象・地震
プログラム名	社会格差の是正
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏、アイセン州(XI州)アイセン市(首都から南1,600km)
署名日(実施合意)	2008年06月23日
協力期間	2008年06月23日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和) 鉱業省鉱山地質局
相手国機関名	(英) Servicio de Geología y Minería, SERNAGEOMIN

プロジェクト概要

背景

チリ南部アイセン市では、2007年1月より群発地震が発生していたが、4月21日に同市の西部にマグニチュード6.2の地震が発生した。この地震で、同市と隣接したフィヨルド内で地滑りが起こり、フィヨルド湾内に土砂が流れ込み、湾内で6から10メートルの津波が発生し、3名が死亡、7名が行方不明となる災害が発生した。また、同地域の主要産業であるフィヨルド内にある鮭養殖場も大きな被害を受けた。

災害直後に大統領は被害状況の確認のために現地を訪問し、内務省緊急対策本部の下に鉱山地質局も参加するアイセン地震緊急対策委員会を設置し、災害対策に対応すべく体制整備した。

同地域において地震現象が発生し始めた1月に、地震計等の観測機材の設置が行われたが、津波により殆どが流され、残された機材については配置場所が不適切であったこと等から、解析に必要なデータが回収できなかった。現在でも有感地震が1日に数回発生している状況であるが、地震発生となった現象の解明には至っていない。

このような背景から、チリ国は地震観測に知見のある我が国に協力を要請してきた。しかし、2008年3月に事前調査を実施したところ、プロジェクト開始に不可欠な前提条件①地震データ受信システムと解析システムを自動的につなぐインターフェースが整備される②アイセン地域における地震計のテレメータが少なくとも4箇所以上機能する③チリ大学との協力体制が確立する、の3点がいずれも未整備であることが判明し、当初想定していたプロジェクトの実施は時期尚早であると判断された。事前調査の結果から現在のチリ側の状況を考えると、地震観測にかかる環境整備を行うことが必要であり、より一般的な火山地震観測に関する知識を鉱業省鉱山地質局職員が習得することが環境整備を進める関係者の能力向上のためには非常に有益である。よって、当該職員を対象とした本邦研修および第三国研修を実施することとなった。

上位目標 チリ国の火山性地震・地殻変動観測モニタリングシステムが改善される。

プロジェクト目標 鉱業省鉱山地質局の火山性地震・地殻変動観測データの収集・分析能力が強化される。

成果

- 1) 鉱業省鉱山地質局の火山地震研究者が、火山性地震・地殻変動観測モニタリングに関する基本スキルを習得する。
- 2) 鉱業省鉱山地質局のシステム技術者が、火山性地震・地殻変動観測モニタリングシステム

の運用方法(システムの導入・運営・維持管理)を習得する。
3) 鉱業省鉱山地質局の職員が、火山性地震・地殻変動観測モニタリングの一般状況を理解する。

活動 1) 本邦集団研修「グローバル地震観測」に参加する。
2) エクアドルにおいて、地震・地殻変動モニタリングシステムにかかる第三国研修を実施する。
3) 地震・地殻変動モニタリングの枠組み理解にかかる本邦研修を実施する。

投入

日本側投入 1) 国別研修の実施
2名×2週間程度
1名×2.5ヶ月程度
2) 第三国研修の実施
1名×2週間程度
相手国側投入 研修員の派遣

実施体制

(1) 現地実施体制 チリ国鉱業省鉱山地質局による協力体制

関連する援助活動

(1) 我が国の
援助活動 1) 我が国の援助活動
2) 他ドナー等の援助活動
記載なし



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)コキンボ州における災害リスクの視点に基づく国土計画プロジェクト (英) Territorial planning with the Risk Management in Coquimbo Regional and Local Planning
対象国名	チリ
分野課題1	水資源・防災-総合防災
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	防災対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	防災対策
プロジェクトサイト	コキンボ州ラセレナ市
署名日(実施合意)	2007年03月22日
協力期間	2007年09月21日 ~ 2010年11月30日
相手国機関名	(和) 企画省コキンボ州地方支所
相手国機関名	(英) Ministry of Planning and Cooperation, Coquimbo Regional Office

プロジェクト概要

背景

チリ国コキンボ州の都市部では、63.7万人の人口のうち、78.7%が都市部に集中しているが、災害リスクを考慮しない開発が進んでいるため、都市の災害に対する脆弱性は非常に高くなっている。1997年10月に発生したPunitaqui地震の際には、同州のOvalle市を始めとして各地で大きな被害が発生した。また、この復興事業には1.3億ドルが必要とされ、多大な経済的損失を被った。

こうした状況の中で、チリ国内務省は2002年3月、「国家緊急対策計画」を廃止し、「国家市民保護法」を承認した。これは、従来のような災害発生後の緊急対策中心の災害管理から、災害発生前の災害管理へ重点を移すことを主な目的としたものであり、同法では、国、州、県、区レベルで、事前対策のための「市民保護委員会」を設立し、災害発生時には緊急対策委員会として機能させることを義務づけている。また、防災ハザードマップ作成や総合的防災計画の策定、早期警戒体制の構築等も市民保護委員会の活動として定められている。

これに基づき、コキンボ州政府では2006年に州市民保護計画を策定し、州の自然条件、災害に関する指揮命令系統、各機関が災害発生前・発生後にすべき事柄について定めている。コキンボ州政府では、こうした計画を実効性のあるものにするため、州の開発計画・土地利用計画に防災の視点を取り入れ、開発の段階から災害リスクを軽減していくことを目指しており、この点において日本の技術的支援を要請してきた。

この要請を受け、2007年3月に事前調査を実施し、同年9月から本案件の協力を開始した。2007年度に1ヶ月の短期専門家派遣および1ヶ月の本邦研修を実施し、コキンボ州、県、区における災害とインフラ・住宅の現況に関して情報の収集と整理・分析を行った。2008年度も同じく短期専門家派遣および本邦研修を実施し、2007年度から継続して当該地域の現状分析を行うとともに、脆弱性・ハザード・リスク分析手法の検討を行ってきた。今年度8月までは脆弱性評価、ハザード評価、リスク評価の作業を進め、プロジェクト3年目となる9月以降、自然災害リスク管理モデル(災害リスク管理の視点を国土計画に反映させていくための手法や基本的な考え方をまとめたもの)の検討等を進めることになる。

上位目標

住民、社会、地域経済の自然災害に対する脆弱性とリスクが低減される。

プロジェクト目標 コキンボ州地方国土計画の中に災害リスクの視点が反映される。

成果	「成果1」:州、県、区における災害履歴と、インフラ及び住宅の現況が整理される。 「成果2」:州、県、区における災害に脆弱な地域、危険地域、リスクのある地域が評価される。 「成果3」:州、県等の関係機関とリスク管理の視点を国土計画に反映する手法が策定される。
活動	「活動1-1」:自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報を収集する。 「活動1-2」:自然災害と現状の脆弱性(インフラ・住宅等に関するもの)に関する情報のデータベースを整備する。 「活動2-1」:脆弱性、ハザード、リスクを特定する手法を決定する。 「活動2-2」:脆弱性マップ、ハザードマップ、リスクマップを作成する。 「活動3-1」:リスク管理モデル(リスク管理の視点を国土計画に反映する手法や考え方をまとめたもの)の策定に必要な項目を決定する。 「活動3-2」:リスク管理モデルを策定する。 「活動3-3」:リスク管理モデルのうち、短期的に実施可能な項目について、アクションプランを検討する。 「活動3-4」:プロジェクトの技術委員会と州市民保護委員会がリスク管理モデルについて合意する。 「活動3-5」:リスク管理モデルを州政府に提案する。 「活動3-6」:リスク管理モデルに関するワークショップおよびセミナーを開催する。
投入	
日本側投入	1)下記分野の短期専門家派遣 ア.災害情報管理(地震/津波) イ.災害情報管理(水害) ウ.災害情報管理(地滑り) エ.ハザードマップ(洪水) 2)カウンターパート研修 ・毎年数名のカウンターパート研修(本邦研修) 3)在外事業強化費 ・プロジェクト実施運営経費等
相手国側投入	1)プロジェクト・オフィスの提供 2)カウンターパートの配置 3)カウンターパート予算の負担(カウンターパート人件費、施設・設備、その他)
外部条件	①プロジェクト目標達成のための外部条件 1) 企画協力省コキンボ州支所とその他の防災関連機関の連携が継続すること 2) 研修及び技術移転を受けた職員が現在の職場に留まること ②上位目標達成のための外部条件 1) 技術協力終了後も本プロジェクトの活動が継続されること 2) 災害対策事業に対して予算が適切に配分されること 3) 災害対策に係る政策に大幅な変更がないこと 4) 急激な自然環境変化が発生しないこと
実施体制	
(1)現地実施体制	専門家によるプロジェクト実施 チリ事務所による調査監理 チリ国企画省による協力
(2)国内支援体制	短期専門家(国内滞在時)による現地カウンターパートへのアドバイス



個別案件(国別研修)

2014年01月07日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)JCPPボリビア身体障害者リハビリテーション行政支援 (英)JCPP Project on Strengthening of Policy Implementation for Person with Disability in Bolivia
対象国名	チリ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	チリ サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意)	2008年04月01日
協力期間	2008年04月01日 ~ 2013年09月15日
相手国機関名	(和)チリ国際協力庁 (AGCI)
相手国機関名	(英)Chilean International Cooperation Agency (AGCI), Ministry of External Relations

プロジェクト概要

背景	<p>ボリビア国で2006年に発足したモラレス政権は、不平等や差別の原因である歴史的な社会構造からの脱却と新たなアイデンティティの確立を通じて、国民一人一人の「尊厳のある生活」を目指す「国家開発計画」を発表した。さらに、同年4月には「障害者の平等・機会均等に関する国家計画」を発表した。</p> <p>しかし、障害者支援を適切に行うためには、行政サービスの改善とリハビリテーションのための人材育成が課題であることが判明した。障害者のリハビリテーションを適切に行うには、理学療法と併せて言語療法と作業療法が不可欠であるが、現在ボリビアでこれらに従事する人材は言語療法士31人、作業療法士25人と非常に少ない。また、これまでボリビアにはリハビリテーションに従事する職員の資格を認証する制度や、専門性に対する特別手当などの設定が存在しなかった。この状況を改善すべく、ボリビア政府は、言語療法士・作業療法士の人材育成と、リハビリテーション従事者に関する資格認定制度の整備を目的としたプロジェクトを要請した。</p> <p>他方、チリには日本の協力による「身体障害者リハビリテーションプロジェクト」(2000年～2005年)でリハビリテーションに関わる人材育成に関する経験の蓄積があり、また本プロジェクトのサイトとなるボリビアのサン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)とチリのリハビリテーション国立病院(INRPAC)はこれまでも連携の取組みを実施してきたことから、日本チリパートナーシッププログラム(JCPP)の枠組みによって本案件を実施することに至った。</p>
上位目標	ボリビア国の保健サービスにおけるリハビリテーション・自立支援分野の教育の強化
プロジェクト目標	ボリビア国サン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)においてリハビリテーション教科が拡充される。
成果	1.UMSAの新たなリハビリテーション学科の教授体制が確立される。 2.UMSAにおいて作業療法学科が開始される。 3.UMSAにおいて言語療法学科が設立される。 4.UMSAの作業療法士及び言語療法士養成・実習のための協力機関が決定される。

	5.保健スポーツ省よりリハビリテーション従事者の資格要件が医療サービス機関に周知される。
活動	<p>1.UMSAの新たなリハビリテーション学科の教授体制が確立される。</p> <p>1.1 チリでの研修に参加する教員を選定する。</p> <p>1.2 研修を実施する。</p> <p>1.3 学科のカリキュラム案を作成する。</p> <p>1.4 カリキュラム案を認証する。</p> <p>1.5 カリキュラムに基づいて授業を実施する。</p> <p>1.6 実施されるカリキュラムの評価・モニタリングを実施する。</p> <p>2.UMSAにおいて作業療法学科が開始される。</p> <p>2.1 作業療法学科の5年制の教育計画を策定する。(学士取得)</p> <p>2.2 リハビリ医療専攻を基礎にした作業療法専攻にかかる教育計画(3年)を策定する。(学士取得)</p> <p>2.3 作業療法学科の教育計画を認証する。</p> <p>2.4 作業療法学科の学生を募集する。</p> <p>2.5 作業療法学科の教育計画を実施する。</p> <p>3.UMSAにおいて言語療法学科が設立される。</p> <p>3.1 言語療法学科の5年制の教育計画を策定する。</p> <p>3.2 言語療法学科の教育計画を認証する。</p> <p>3.3 言語療法学科の学生を募集する。</p> <p>3.4 言語療法学科の教育計画を実施する。</p> <p>4.UMSAの作業療法士及び言語療法士養成のための実習のための協力機関が決定される。</p> <p>4.1 実習機関に規則を提案する。</p> <p>4.2 実習機関を選定する。</p> <p>4.3 実習教科を実施する。</p> <p>4.4 評価とモニタリングを実施する。</p> <p>5.保健スポーツ省よりリハビリテーション従事者の資格要件が医療サービス機関に周知される。</p> <p>5.1 保健スポーツ省のリハビリテーション・自立支援者の資格要件を提案する。</p> <p>5.2 リハビリテーション・自立支援者の資格要件を認証する。</p> <p>5.3 リハビリテーション・自立支援者の資格要件に関する資料を作成する。</p> <p>5.4 リハビリテーション・自立支援者の資格要件を発表する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・ チリ国内研修へのポリビア人研修員受入費 ・ 現地活動費 (教材購入費・現地コンサルタント備上費等)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング評価実施経費50% ・ チリ人専門家ポリビア派遣費 ・ モニタリング評価実施経費50%
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>相手国実施機関:チリ国際協力庁(AGCI)</p> <p>相手国側協力機関:チリ厚生省(MINSAL)、ペドロアギレセルダ国立リハビリテーション研究所(INRPAC)</p> <p>ポリビア側実施機関:ポリビア厚生体育省、サン・アンドレス・マジョール大学(UMSA)</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005)</p> <p>技術協力プロジェクト「JCPP強化」(2003～2006)</p> <p>個別案件「JCPPコスタリカ身体障害者リハビリテーション」(2006～2009)</p> <p>第三国集団研修「身体障害者リハビリテーション」研修(2006～2011)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>最終受益国ポリビアでの活動:技プロ「ラパス県障害者登録実施プロジェクト」実施中</p> <p>最終受益国ポリビアでの活動:PAHO(OPS)コミュニティーベースリハビリテーション(CBR)計画策定支援</p>



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)身体障害者リハビリテーションコースプロジェクト (英)International Course on the Attention System of Rehabilitation for Disabled People
対象国名	チリ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	平和構築-社会的弱者支援
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	チリ・サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意)	2006年04月01日
協力期間	2006年04月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター
相手国機関名	(英)Ministry of Health, Pedro Aguirre Cerda National Rehabilitation Institution
日本側協力機関名	国立身体障害者リハビリテーションセンター
プロジェクト概要	
背景	中南米地域ではパナアメリカン保健機構(PAHO)の指針の下、貧困対策と関連して障害者支援については様々な取組みが行われている。しかし、ほとんどの国では母子保健(健康、栄養失調)などの基本的な課題がまだ優先されており、障害者支援において十分な政策整備、サービス体制構築ができていないのが現状である。 2000年8月1日から5年間実施された技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」において、2004年9月に中南米11カ国の障害者リハビリ政府関連機関代表者の参加の下、中南米諸国リハビリテーション総会が開催され、各国における障害者リハビリテーションの状況と問題点が明確になった。本第三国研修については、上述プロジェクトで得られた成果・経験および中南米総会の結果を活かして、チリ厚生省および同省傘下のペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンターが特に障害者リハビリ政策、サービス体系、地域リハビリ推進、治療技術における指導を通じて中南米・カリブ地域各国障害者の社会参加および生活の質向上に貢献することを目的として、チリ政府から要請がなされた。
上位目標	研修参加国の身体障害予防とリハビリテーション分野の発展強化に貢献する。
プロジェクト目標	研修員の、特に障害者インクルージョンに焦点を当てた、身体障害予防とリハビリテーション改善計画プログラム作成能力とサービス能力が向上する。
成果	1. 参加研修員が身体障害予防とリハビリテーションの法律及び政策についての知識を習得する。 2. 参加研修員が連携ネットワークを焦点とした、身体障害予防とリハビリテーションの運営管理技術を習得する。 3. 参加研修員の社会生物学を考慮したリハビリサービス提供の能力が向上する。 4. 参加研修員の身体障害予防とリハビリテーションに関するプロジェクト開発能力が高まる。 5. 研修成果を自国で適応している帰国研修員に対し、補足指導のため専門家を派遣すること

により、対象国のリハビリテーション・サービス能力が向上する。

活動

以下のテーマの講義・実習・ワークショップ。

- 1.1 障害者支援政策
- 1.2 法整備
- 1.3 障害者リハビリ・インクルージョン・モデル
- 1.4 規定と運営

- 2.1 厚生機関によるネットワークの構築
- 2.2 家族の保健とリハビリテーション
- 2.3 機関間連携ネットワーク

- 3.1 神経発達アプローチによる理学的リハビリテーション
- 3.2 地域リハビリテーション
- 3.3 補完的治療

- 4.1 アクションプランの作成

5. 帰国研修員への補足指導
補足指導専門家の派遣

投入

日本側投入 コース実施費用の50%

日本人講師派遣
補足指導専門家派遣経費

相手国側投入 コース実施費用の50%

資機材

講師

補足指導専門家

外部条件

チリ側および日本側の予算が確保される

実施体制

(1)現地実施体制

先方実施機関:チリ厚生省、ペドロ・アギーレ・セルダ国立リハビリテーションセンター

(2)国内支援体制

厚生労働省、国立身体障害者リハビリテーションセンター

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

技術協力プロジェクト「チリ身体障害者リハビリテーション」(2000～2005)

JCPPミニプロジェクト対コスタリカ「身体障害者リハビリテーション」(2006～2009)

(2)他ドナー等の

援助活動

PAHOによるコミュニティベースリハビリテーション(CBR)支援



技術協力プロジェクト

2012年12月20日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)地域産業振興のための地方行政機能強化プロジェクト (英)Enforcement of Regional Administrative Function for Local Industrial Promotion
対象国名	チリ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	ガバナンス-地方行政
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	その他(中小零細企業支援)
援助重点課題	貿易投資環境整備
開発課題	貿易投資環境整備
プロジェクトサイト	ビオビオ州アラウコ県、バルパライソ州サンアントニオ県、ロスラゴス州チロエ県
署名日(実施合意)	2007年10月01日
協力期間	2008年01月01日 ~ 2010年12月21日
相手国機関名	(和)内務省 地域開発次官官房
相手国機関名	(英)Subsecretaria de Desarrollo Regional y Administrativo (SUBDERE), Ministerio del Interior

プロジェクト概要

背景

チリでは国内総生産の約50%が首都圏州に集中し、首都圏州以外の12州のうち10州において首都圏州を上回る貧困率を記録しており、政府は地域産業の振興によるこれら地域間格差の是正を課題としている。一方で、地方行政は主に内務省が担っており、州知事は大統領任命により選出されるなど、中央集権的な地方行政が行われているため、地方においては地元ニーズに基づいたきめ細かな地場産業育成を図る地方行政機能が弱い状況となっている。

2006年に現バチェレ政権(2006-2010)は全国13州において「州産業振興局」を新たに設置し、地方分権型の地場産業育成・イノベーション振興を図る政策を打ち出した。「州産業振興局」は州知事をトップに構成される「官民合同戦略委員会」を中心に、「産業振興小委員会」と「イノベーション小委員会」によって構成されており、各州で発足する州産業振興局の主要課題として、①各州の状況に応じた地場産業振興策の策定手法の導入と人材育成、②イノベーティブな地場産業育成のための手法導入と人材育成、③州政府レベルの政策と市町村レベルの地元産業振興との連携、などを挙げている。

かかる状況の中、チリ政府は、「地域産業振興のための地方行政機能強化」にかかる協力を我が国にを要請越したが、要請で想定されている協力範囲は広範で、限られた投入では効果が分散する懸念があったため、2007年4月にJICAはプロジェクト形成調査を実施し、①協力範囲の絞りこみ、②カウンターパートの確認、③PDM(案)の確認などを行った。

その後、2007年9月にJICAは事前調査団を派遣し、チリ政府の意向及びプロジェクト内容や実施体制等につき確認を行い、R/D及びM/Mにおいて双方で合意し署名した。それら経緯を踏まえて、「本邦研修」と「長期専門家による運営支援」の投入を主体とした技術協力プロジェクトを開始することとなった。

上位目標 経済的に恵まれていない地域において中小零細企業の事業活動及びイノベーション支援が推進される

プロジェクト目標 パイロット地域(アラウコ県、サンアントニオ県、チロエ県、アラウカニア地域)において地域、州、自治体における地域経済振興のための枠組みが強化される

成果	(1)パイロット地域において、SUBDERE・地方自治体・民間部門の人材の能力が向上する。 (2)パイロット地域において、現地研修及び本邦研修からの学びを活かして、パイロット活動が実施される。 (3)地域経済開発を目的とした管理体制を強化するための事例・手法をシムテム化する。
活動	(1-1)パイロット地域で研修プログラムを設計する。 (1-2)研修教材を準備・改善する。 (1-3)パイロット地域で研修を実施する。 (1-4)パイロット地域の研修参加者の中から本邦研修の参加者を決め、本邦研修での効果的な参加を促進する。 (1-5)本邦研修参加者の中からの学びを通して、パイロット地域での研修を改善する。 (2-1)パイロット地域で取り組む活動を定める。 (2-2)パイロット活動を実施する。 (2-3)パイロット活動の経験を纏める。 (3-1)マニュアル等の業務制度化に関する文書を詳細化する。 (3-2)パイロット地域においてマニュアル・手法・知見が実施される。
投入	
日本側投入	1)長期専門家(地域産業振興/業務調整) 2)短期専門家(必要に応じ) 3)本邦研修(カウンターパート研修、地域別集団研修) 4)調査団(運営指導調査団、終了時評価調査団)
相手国側投入	1)プロジェクトダイレクター 2)プロジェクトマネジャー 3)地域経済開発チーム ・地方自治体課員1名 ・政策と研究課員1名 ・地域開発課員4名 ・特別計画班3名 ・地域生産性開発事務所長3名 4)プロジェクト実施に必要なスペース及び機材
外部条件	1)チリ政府の地方分権化、地域間公正及び開発政策が変化しない。 2)内務省地域開発次官官房の政策が技術移転及び地方政府マネジメントを支援する政策に重点をおくこと。 3)政府組織及びプロジェクト地域の社会的な安定が、同じく維持されること。
実施体制	
(1)現地実施体制	内務省地域開発次官官房及び関係機関
(2)国内支援体制	立命館アジア太平洋大学(APU) (財)北九州国際技術協力協会、等
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	2001年に実施した開発調査「チリ国地域経済開発・投資促進支援調査・EPIE」では、チリの州別、地域別の輸出・投資促進戦略を提言している。同提言の中には、本プロジェクトの対象州である第8州につき、繊維産業、プラスチック産業、農産加工品の産業クラスターを通じた投資促進が提言されている。このため、本プロジェクトは、これら提言も踏まえることとしている。なお、具体的なこれまでの援助活動は以下の通り。 ・個別専門家「工業標準化および計量・認証制度」1993-1996 ・開発調査「地域経済開発・投資促進支援調査」2000.3-2001-10 ・個別専門家派遣「生産性・品質向上」1996-1998、1998-2001 ・シニア海外ボランティア「経営管理・品質管理」2004.4-現在
(2)他ドナー等の 援助活動	米州開発銀行(IDB)は主に産業振興公社(CORFO)をカウンターパートとし、2007年から5年間にわたり、州産業振興局の設置支援を行っているが、主に、各州での産業振興計画の策定・実施支援から州産業振興局の持続性確保・評価を実施している。 本技プロにおいては、①日本の知識・知見を導入し、②中央及び州政府レベルと市町村レベルの連携を重視しているため、同IDB事業とは重複することなく、相互補完的な連携プロジェクトとなっている。



技術協力プロジェクト

2014年12月18日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクト (英) Third Country Training Programme for Sustainable Bovine Production on Small and Medium Agriculture
対象国名	チリ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	南南協力支援
援助重点課題	南南協力支援
開発課題	南南協力支援
プロジェクトサイト	ロス・リオス州バルディビア市
署名日(実施合意)	2006年07月18日
協力期間	2006年11月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和) アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(GENEREMA)
相手国機関名	(英) GENEREMA, Universidad Austral de Chile

プロジェクト概要

背景	メルコスール(南米南部共同市場)加盟等による経済のグローバリゼーションの影響により、ラテンアメリカの農村開発において、特に小規模農家の経営に多大な影響が予測されている。その状況を解決する為、我が国と全国家畜繁殖飼養管理訓練センター(以下GENEREMA)で、チリ共和国「小規模酪農生産性改善計画(1999~2004年)」プロジェクトが実施され、成果を収めた。 また、2003年11月に開催された国際セミナーにおいて、中南米における小規模農家の酪農状況の把握と生産改善の必要性が確認されている。 以上のような背景から、上記プロジェクトで得た経験を活用するべく、チリ共和国政府から技術協力プロジェクトとして第三国研修「小規模酪農家支援」プロジェクトが要請された。今回プロジェクトでは、アウストラル大学とGENEREMAによる他の中南米諸国の専門家及び技術者を対象とした乳牛と肉牛の生産システム計画と評価に関する研修が行われ、中南米諸国の畜産技術向上と収益向上に貢献することが期待されている。
上位目標	研修に参加した各国の乳牛・肉牛生産が強化される。
プロジェクト目標	乳牛・肉牛生産分野の技術改善及び経済効率化プログラムを実行する研修参加者の能力強化が図られる。
成果	1.家畜(牛)における土壌・牧草・家畜総合生産システムの知識が向上する。 2.家畜(牛)の効率的・高収益生産システムに関する技術、管理方法、経営についての知識が向上する。 3.チリ国南部の乳牛及び肉牛生産に関わる生産システム、企業、政府機関の活動を認識する。
活動	研修コースは、次の科目を中心に構成し、研修員は講義、実習、ワークショップ等を通じて以下の知識を習得する。 1-1.飼料の評価と利用方法

- 1-2.乳牛・肉牛生産システム
- 1-3.飼養
- 1-4.繁殖
- 2-1.乳牛・肉牛の繁殖評価
- 2-2.家畜管理
- 2-3.酪農・肉牛生産経済と運営管理
- 2-4.家畜生産システムの計画と評価
- 3-1.酪農企業、政府機関等への現場視察

- 研修期間:5週間/年
- 研修員数:12名(最大)
- 招待国:ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、パナマ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、ポリビア、キューバ、エクアドル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、メキシコ

投入

- 日本側投入
 - ・グッド・ファーマーリング・プラクティス等の分野の在外講師派遣
 - ・研修経費の50%負担
- 相手国側投入
 - ・CENEREMAにて講習会やセミナーの設備(25人用)、マルチメディア機材、バス、コンピューター・アクセス
 - ・研修経費の50%負担
- 外部条件
 - チリ側の予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - 先方実施機関:アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター
- (2)国内支援体制
 - 農村開発部:課題アドバイザーによる支援

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - JCPPミニプロジェクト対エルサルバドル「エルサルバドル家畜繁殖」(2003～2006年度)
 - プロジェクト方式技術協力「チリ小規模酪農生産性改善計画」(1999～2004年度)
 - 第三国専門家派遣(ニカラグア、エルサルバドル)(2000～2002年度)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - なし



技術協力プロジェクト

2011年06月24日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)先住民コミュニティ農家経営向上プロジェクト (英)Project for the Economic Enterprising Development with Competitive Potential of Indigenous Community
対象国名	チリ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	その他(社会経済的弱者支援)
プロジェクトサイト	アラウカニア州(区州)テムコ市
署名日(実施合意)	2006年08月17日
協力期間	2006年11月23日 ~ 2009年11月22日
相手国機関名	(和)農業省農牧開発庁(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所
相手国機関名	(英)INDAP

プロジェクト概要

背景	<p>チリ国では国内の社会的格差の是正が大きな課題となっている。特に、全人口(15,117千人)の4.6%(693千人)を占める先住民は、その43.2%が極貧困及び貧困層に属しており、全国平均である26.3%に比較して、貧困率が非常に高い。また、その多くが地方における第一次産業に従事している。</p> <p>2006年3月に発足したバチェレ政権は、5つの優先政策プログラムの一つとして社会的排除の解消を打ち出しており、この中で先住民支援を掲げている。チリ政府は、1993年に先住民法を制定し、包括的な先住民支援策を打ち出し、2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。</p> <p>先住民居住地域の小農が抱える問題として、不安定な経営が挙げられ、生計の不安定化を招いている。このため、INDAPによる小農に対する農家経営支援が期待されているが、現状では、農民の組織化や市場開拓、営農方法の改善など持続的な生産活動という点で、十分な成果が得られていない。これは、INDAPで定められた小農支援制度や手法が画一的であり、柔軟性に欠けること、先住民の文化・習慣を考慮した参加型開発手法が導入されていないこと、INDAP職員が販売戦略を念頭に置いた営農指導を行うに至っていないこと等に拠る。</p> <p>こうした状況から、本プロジェクトでは、先住民人口の多い第9州を対象とし、住民参加型のパイロット事業の実施を通じた先住民コミュニティのエンパワメントと、INDAPの先住民地域小農支援手法の改善・強化を図る。また、パイロット事業の結果に基づき、先住民コミュニティにおける農家経営改善・市場開拓のモデル化を図る。これにより、先住民地域の貧困削減、ひいては社会間格差の是正に寄与するものとする。(本プロジェクトでは、8民族で構成される先住民の大部分(87.3%)を占めるマプチェ族の居住地域を対象とするが、他先住民民族においても、応用しうる、社会・文化的状況に配慮した小農支援手法の構築を図る。)</p>
上位目標	INDAPにより、先住民コミュニティにおいて参加型開発手法を踏まえた適切な小農振興が行われ、先住民コミュニティの農家経営・市場開拓能力が向上される
プロジェクト目標	先住民コミュニティの文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓のモデルが開発される

成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象とする先住民コミュニティをとりまく社会調査結果が住民参加型でとりまとめられる 2. 農家経営改善・市場開拓のためのアクションプランが作成される 3. 農家経営改善・市場開拓のための戦略策定能力が改善される 4. 先住民の文化的要素を考慮した農家経営改善・市場開拓の支援手法が提案される 5. 農家経営改善・市場開拓の支援手法及び体験が文書化され、出版される
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1 INDAPにより対象とする先住民コミュニティの社会経済調査を行う。 1.2 INDAPがファシリテーションを行い、小農グループがコミュニティの現状・問題を把握する。 1.3 INDAP、小農グループ、技術支援者がコミュニティの農家経営改善・市場開拓能力向上のための問題認識と課題を共有する。 2.1 農家経営・市場開拓に関するINDAP、小農グループ、技術支援者の活動分析・評価を参加型で実施する。 2.2 プロジェクト対象地域における主要生産物についての市場調査を実施する。 2.3 (農家経営・市場開拓に関する)住民参加型の活動分析手法を作り上げる。 2.4 INDAP、小農グループ、技術支援者が評価・分析結果を共有する。 2.5 INDAP、小農グループ、技術支援者がアクションプランを作成する。 3.1 アクションプランに基づき、INDAP、小農グループ、技術支援者向けの研修計画が策定される。 3.2 INDAP、小農グループ、技術支援者に対して研修が実施される。 3.3 修計画の評価・見直しが行われる。 3.4 アクションプランの評価・見直しが行われる。 3.5 INDAPと技術支援者の支援の下、小農による農家経営改善・市場開拓のための具体的活動が計画実施される。 4.1 術委員会において全活動の評価が行われる。 4.2 係者間(先住民小農グループ、州政府、地方自治体、CONADI、ORIGENES他)で意見交換が行われる。 4.3 家経営改善・市場開拓の支援手法の案が作成される。 4.4 術委員会において支援手法の案が承認される。 5.1 (パイロット事業の)体験をもとにした事例集が作成される。 5.2 援手法に関するハンドブックが作成される。 5.3 援手法ハンドブックが印刷、配布される。
投入	
日本側投入	<p>総額 180百万円</p> <p>専門家派遣(長期1名/3年間、短期:約5名/30M/M)、供与機材(小額機材4百万円)、研修員受け入れ(約8名/10M/M)、現地活動費(30百万円)、その他</p>
相手国側投入	<p>専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他</p> <p>カウンターパート人件費、国内研修、参加者旅費、国内研修施設の提供</p> <p>専門家執務室の提供、秘書、ドライバーの提供、その他</p>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> 1) チリ政府の小農支援及び先住民支援に関する政策に変更がないこと。 2) プロジェクトに参加したINDAP職員から他職員に対して伝達普及が行われること。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>■協力相手先機関</p> <p>農業省農牧開発庁INDAP(中央)、INDAP第9州支局(地方)、州内現場事務所</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>小規模灌漑及び土壌保全等の農村環境保全技術の確立と、同技術に基づいた住民参加による農村開発計画の策定を行うことを目的として、技術協力プロジェクト「チリ住民参加型農村環境保全計画」(2000年～2007年)が同国第8州チジャンで実施されている。直接のカウンターパート機関はINIAだが、INDAPも協力機関の一つとして位置づけられている。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>2001年から米州開発銀行(IDB)の協力の下、「先住民コミュニティ総合開発プログラム(ORIGENES)」を実施し、教育・文化、伝統医療、生産性向上及び組織強化の4分野での活動を展開してきた。このうち、生産性向上分野は、INDAPが主体となり、先住民居住地域の小農に対して、自立性、効率性、競争力の向上を目的とした支援活動を実施してきた。</p>



開発調査

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)CDM植林に関する能力開発及び促進のための調査 (英)The Study for Capacity Development and Promotion of AR-CDM in the Republic of Chile
対象国名	チリ
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	自然環境保全-荒廃地回復
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	気候変動対策支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	ロスリオス州(XIV州)バルディビア アイセン州(XI州)コヤイケ
署名日(実施合意)	2005年09月15日
協力期間	2005年12月01日 ~ 2009年3月31日
相手国機関名	(和)森林研究所、農業省
相手国機関名	(英)Forest Research Institute of Chile / Ministry of Agriculture

プロジェクト概要

背景

チリ政府は1994年12月に気候変動枠組条約を、2002年8月には京都議定書を批准し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めてきた。国家環境委員会を中心とするDNAを設立し、国内の既存法体制に基づくCDM事業の審査基準を確立して、政府によるCDM事業の承認体制を整備した。また、世銀(GTZ)の支援により2003年3月にNSSを策定し、世界の排出権取引市場における7%の確保を国家目標として掲げている。チリは、世界の中でもCDMの推進体制が最も整っているホスト国の一つといえ、すでにチリ国で実施されるプロジェクトから4つのベースライン方法論が承認されている。日本からも排出減CDMプロジェクトへすでに数件の民間投資が入っており、今後も排出減CDMの事業が促進されていくものと思われる。また、チリは世界でも有数の林業国であり、これまでの林業は国内外の企業による大規模植林が中心に進められてきた。一方、チリ政府としては小規模農家による植林、荒廃地への植生回復の必要性も認識しているが、植林補助金制度や融資制度等の政府支援はあるものの、小規模農家による植林は十分に進んでいない。そこで、チリ政府は小農による植林推進に吸収源CDMを活用できるのではと考えている。しかしながら、吸収源CDMについてはチリ政府独自でパイロットプロジェクト実施が試みられているものの、政府機関の体制及び実施能力が不十分であると認識しており、我が国に対して、吸収源CDM事業の形成、検証、認定のための制度面、科学技術面の能力向上に資する協力を要請するに至った。JICAにとっても吸収源CDMに関する協力経験は十分でなく、また、先方要請内容に確認すべき内容があることから、2004年10月に吸収源CDMに関する協力要請があった、チリ、ウルグアイ、アルゼンチンの計3カ国に対して協力実施の是非を検討するため基礎調査団を派遣した。基礎調査により各国の吸収源CDMに関する取り組み及び体制を確認し、チリに対しては開発調査による支援実施するとの判断に至った。なお、協力内容は、吸収源CDMを推進する上で重要となる、追加性/ベースラインシナリオの検討、プロジェクト設計計画書作成能力の強化、事業実施に必要な調査方法の確立、事業の管理体制の構築といった事項に取り組むことが想定された。基礎調査での確認事項を踏まえ、本格調査内容を先方関係機関と協議、検討するため、2005年6月に事前評価調査団を派遣

上位目標	CDM植林プロジェクトの事業形成、投資参入、事業実施が活発になるよう、CDM植林関係機関の支援体制が構築される。
プロジェクト目標	1)森林研究所の技術者が、吸収源CDMプロジェクト設計書の作成能力を有するようになる。 2)吸収源CDMの事業推進に向けた政府支援体制が構築される。
成果	1)パイロットプロジェクトの新方法論承認及びプロジェクト設計書の有効化を通じて、関係機関のCDM植林プロジェクトの形成及び実施能力が強化される。2)CDM植林を促進するための支援体制及び制度が強化される。
活動	[中央レベル] 1)調査に必要な情報、既存データの収集 2)関係機関内のCDM植林に対する理解促進のためのワークショップを開催する。3)関係機関内でCDM植林促進の共通認識を検討する。4)CDM植林促進にあたる各機関の役割と責任を明確化する。5)関係機関職員を対象に、CDM植林に対する理解促進のためのセミナーを開催する。6)特にプロジェクトデベロッパー、投資者、CERバイヤーのための、CDM植林促進関連情報の普及について検討する。7)CDM植林プロジェクト形成のための基本マニュアルを作成する。8)関係機関に調査の結果と経験を普及するためワークショップを開催する。[第10州パイロットプロジェクト] 1)調査に必要な情報、既存データの収集 2)10州プロジェクト担当者のCDM植林に対する理解を促進するためのワークショップを開催する。3)プロジェクト形成の基本構想の検討を行う。(参加者、実施機関体制、追加性、ベースライン/モニタリング方法論等) 4)プロジェクトエリアの中小規模土地所有者による植林のバリアを検討し、そのバリアについて経済的または他の視点からの分析を行う。5)10州の中小規模所有者による植林の歴史的変遷の分析を行う。6)現地調査及び既存情報に基づき、CDM植林活動の潜在的な参加農民及びサイトの検討を行う。7)プロジェクトに関係する議論と、プロジェクトからの知識と経験を普及するために、調査の過程で必要なワークショップを開催する。8)プロジェクトの追加性及びベースライン論証の基本構想を決定する。9)プロジェクトの実施管理を行う組織形態を検討する。10)プロジェクトの農民とサイトを選定する。11)プロジェクトの参加農民と話し合いを行う。12)プロジェクトによる経済的、社会的、環境的影響を、関係する法・制度に基づき検討する。13)プロジェクトのベースライン、モニタリング、追加性、リーケージについて確定する。14)プロジェクトの費用対効果分析を行う。15)プロジェクトの新ベースライン方法論(NMB)、新モニタリング方法論(NMM)を作成する。16)プロジェクトのドラフトプロジェクト計画書(draft PDD)を作成する。17)チリCP機関が、DNAからCDMプロジェクトとしての承認を得る。18)チリCP機関より、OEにNMB, NMM, draft PDDを提出する。19)チリCP機関より、OEを通してCDM理事会(AR-Working Group
投入	
日本側投入	コンサルタント(総括/CDM、森林経営、CDM事業計画、業務調整:36人月) 調査用資機材
相手国側投入	Undertaking内容 CP職員、執務スペース
実施体制	
(1)現地実施体制	ステアリングコミッティ(中央政府関係機関での内容共有)及び調査実施委員会(農業省関係機関による調査の内容検討)を設置。
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	森林環境協力実績 開発調査:森林資源管理計画調査(1990-1993年) プロ技:半乾燥山緑化計画(1993-1999年) 第三国研修:環境回復を考慮した土壌・流域持続的管理コース(2000-2005年) JBICがチリ国政府とCDM推進のためのMOUを締結している。
(2)他ドナー等の援助活動	・GEFの支援で第1回National Communicationを作成 ・世銀(GTZ)の支援で2003年3月にNSSを策定 ・GTZが再生可能エネルギーに関する支援実施中。 ・カナダ、フランス、デンマークとはCDM推進のMOU協定を締結済み。オーストリア、ドイツ、オランダ、イタリアと交渉中。



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

本部／国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)チリ国環境回復を考慮した土壌・流域持続的管理コースプロジェクト (英)International Training course on Environmental Restoration for sustainable management of Degraded soil and Watersheds
対象国名	チリ
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	南南協力支援
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏州
署名日(実施合意)	2004年09月15日
協力期間	2004年11月01日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和)チリ森林公社
相手国機関名	(英)National Forest Corporation(CONAF)

プロジェクト概要

背景 土壌侵食と劣化は、チリ及び中南米諸国において深刻な環境問題である。これにより、土壌・水保全による環境保全推進の必要が高まり、1993年から1999年まで CONAF(森林公社、Corporacion Nacional Forestal)－JICAによる「チリ半乾燥山緑化技術計画プロジェクト」が実施された。プロジェクト終了後、日本より移転を受けた技術をラテンアメリカ周辺国に普及するため、1999年から2003年まで第三国集団研修「土壌・水保全を重点に置いた小流域の総合的 管理」を年一度実施しており、同コースに対し非常に高いニーズが確認された(昨年度応募数約250名)。新規研修は環境回復を重点に置き、当分野における中南米諸国の持続的開発への貢献が期待される。

上位目標 中南米諸国参加国における自然資源及び環境の持続的な管理が促進される。

プロジェクト目標 ラテンアメリカ研修員が流域回復に関する知識、技術、手段を身につけ、応用能力が高まる。

成果 1.研修員は流域管理、林業、環境回復に関する知識と応用技術を習得する。
2.研修員の環境保全プロジェクトの計画、モニタリング、評価能力が向上する。
3.研修員は各国との意見・経験交換により環境管理に関する視野が広がる。
4.研修員は環境保全分野における参加型手法を習得する。

活動 次のテーマについて講義、実技及び現場視察が行われる。
1.1環境回復に考慮した流域管理入門
1.2環境問題の診断
1.3環境回復技術の実例と応用
2.1流域における環境影響のモニタリングと評価
2.2環境影響評価と環境監査
3.1環境回復を考慮した中南米・カリブ諸国の流域管理の実例紹介
3.2流域単位での環境管理と保全計画
4.1生態系を重視した環境回復応用
4.2社会文化と住民参加を重視した環境保全計画の応用

対象国: 18カ国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ベネズエラ)
定員: 18名

投入

- 日本側投入 ・コース実施費用の50%
- 相手国側投入 ・コースの実施費用の50%
- 外部条件 ・チリ側の予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制 ・森林公社 ・チリ国際協力庁

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - ・技術協力プロジェクト「チリ半乾燥治山緑化計画」(1993～1999年)
 - ・第三国集団研修「土壌・水保全を重点に置いた小流域の総合的管理」(1999～2003)
 - ・第三国専門家派遣(ニカラグア、ホンジュラス、ドミニカ共和国、コスタリカ、ボリビア、ペルー)



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)環境センター研究開発強化支援プロジェクト (英) Strengthening and Development of CENMA Activities
対象国名	チリ
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境行政能力向上支援
援助重点課題	防災を中心とする環境対策
開発課題	環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	サンティアゴ首都圏
署名日(実施合意)	2008年08月29日
協力期間	2008年10月21日 ~ 2011年10月21日
相手国機関名	(和) 国家環境委員会、チリ環境センター
相手国機関名	(英) CONAMA, CENMA

プロジェクト概要

背景

チリ国では、全人口の約40%である約600万人弱が居住するサンティアゴ首都圏の車両(バス等)の排ガス、及び銅精錬工場からの大気汚染問題は、一時期に比べ改善は見られるものの、未だ深刻であり、気管支炎等の発生など国民生活に大きな影響を与えている。他方、チリの代表的な輸出品である銅の精錬に伴う廃水、生活排水の河川への流入等水質汚濁も深刻となっている。このような問題を解決するために1994年に環境基本法が制定され、国家環境委員会(以下「CONAMA」)を中心として、多様な公的機関および民間セクターが環境保全に係わる活動を推進してきたが、CONAMAを含めたチリ国の環境対策実施能力が不足していたことから、JICAはチリ国側の要請に基づき、チリ大学内に設立された環境センター(以下「CENMA」)を通して、1995年から2002年まで、チリの環境質の改善に資するよう大気、水、廃棄物に係るモニタリング、分析、調査など幅広い分野の能力向上を目的とした技術協力を行った。2002年のプロジェクト終了後から、チリ国では、これまで複数省庁が個別に実施していた環境対策を統合し、効率的に環境行政を実施するため、CONAMAを主体とした環境省設立の準備が進められている。こうした環境行政能力強化が進められる中、環境規制等を科学的根拠に基づいたデータ・情報の提供により支援する、国家環境レファレンス機能を有する組織の必要性が認識され、CENMAが法的にその機能を有する組織として位置づけられる見通しとなった。しかし、現在CENMAが有する大気質、水質等の分析、精度管理に関する技術では、科学的確度及び精度等において、国家環境レファレンス機能を果たすレベルには不十分である。

以上の背景からチリ側より、CENMAのレファレンス能力強化等を内容とする協力要請が日本政府に提出され、JICAは、2004年に基礎調査、2005年に第一次事前調査を実施した。同事前調査において、チリ側での追加検討事項として環境レファレンス機関としての位置づけの明確化と必要な予算措置、人員の配置を求め、今般、こうした諸条件が確保される見通しが立ったため、第二次事前調査団を派遣し、プロジェクトのフレームワーク等についてチリ側と合意し、その合意に基づきプロジェクトを実施するものである。

上位目標 CENMAの国家環境レファレンス機能の能力向上を通して、チリ国の環境行政が強化される。

プロジェクト目標 CONAMA(将来的には環境省)の環境行政に資するためのCENMAのレファレンス機能が強化される。

- 成果
1. 有機分析項目(農薬、VOC等)についてISO17025を取得するための能力が向上する。
 2. CENMAがオゾンの国家原器を保有し、校正を実施するためのISO17025を取得する能力が向上する。
 3. CENMAによる大気質モニタリング機器(気象観測機器を含む)の校正能力が強化される。
 4. CENMAの生態毒性試験(バイオアッセイ)に係る能力が強化、獲得される。
 5. CENMAが国家基準化機構(INN)から国家度量衡ネットワークの中の環境化学拠点ラボとして認知されるための試験所間試験実施能力が強化される。
 6. 全国大気質モニタリングシステム(SNMCA)の構築に必要な環境が整備される。
 7. 大気質予測国家システムのために都市大気質予測モデルに係る能力が強化、獲得される。
 8. ダイナミック・エミッション・インベントリープログラム(PNIDE)実施のための能力が強化される。

活動 (事業管理支援システム上での文字数制限をオーバーするため、別紙にまとめる)

投入

日本側投入

- (1) 専門家派遣
チーフアドバイザー/有機分析、大気質モニタリング機器、大気質モニタリング計画、大気質モデル、排出インベントリー、生態毒性試験(バイオアッセイ)、国家オゾン原器、試験所間試験
- (2) 機材供与
国家オゾン原器(オゾン測定器)他
- (3) カウンターパート研修
約2名/年(プロジェクト開始後に選定)

相手国側投入

- (1) C/P、秘書、運転手等の配置
- (2) 必要な設備を備えた専門家用執務室
- (3) 移動手段(専門家用車両(「環境センタープロジェクト」で供与したもの)の提供)

外部条件

- ① 前提条件
 - ・派遣される日本人専門家の担当分野に該当するCENMAの職員が配置される。
 - ・CENMAの活動を維持するのに十分な予算が配分される。
 - ・CENMAを国家環境レファレンス機能を有するセンターとするという国家政策が維持される。
- ② 上位目標達成のための外部条件
チリ国政府が現状の国家政策、環境規制を維持又は強化する。

実施体制

(1) 現地実施体制

Project Director: CONAMA委員長
Project Manager: CENMAセンター長

(2) 国内支援体制

(国内支援委員会は設置しないが) 乙間教授(北九州市立大学)及び田中国際協力専門員から案件管理等について適宜アドバイスをいただく。

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

- (1) 環境センタープロジェクト
1995年6月～5年間、その後2000年6月～2年間の延長。1995年国立チリ大学の所有する環境センター財団として発足したCENMA(環境センター)にて大気汚染気象予測・管理、産業排水・水質管理、産業廃棄物管理、環境情報・研修の各分野にて協力を実施。
- (2) 無償資金協力
環境センター1995年実施。環境センターに対する資機材供与。(E/N金額: 7.9億円)
- (3) その他:
2004年11月、対チリ排出権取引支援を目的として、在チリ日本関係機関(在チリ日本大使館、JBICブエノスアイレス、JETROサンチャゴ、JICAチリ事務所)によりCDM支援委員会が発足し、共同セミナー等を実施。また、2004年11月18日、JBICはCONAMA、PROCHILE(外務省輸出促進機構)、SOFOFA(チリ工業連盟)の間でCDMプロジェクトに係る情報提供やファイナンス面での支援・助言を目的とした業務協力協定を締結。

(2) 他ドナー等の

援助活動

- (1) 世界銀行
1993～97年「環境行政組織強化プログラム」(融資額1,150万ドル、専門家による環境行政政策能力の強化)。2003～2008年「サンチャゴにおける持続可能な輸送と大気質プロジェクト」(融資額698万ドル、政策アドバイス等)
- (2) 米州開発銀行
1984年「首都圏州大気汚染モニタリング、データベース整備システム改善プロジェクト」。流域管理計画、固形有害廃棄物管理計画の予備調査を実施。
- (3) スウェーデン
1994～96年首都圏COREMA(地方環境委員会)へ大学教授、民間コンサルを派遣し、サンチャゴ首都圏の大気汚染予測のための気象観測網等構築支援を実施。2002年からチリ・スウェーデン協力基金により協力実施中。
- (4) オランダ
サンチャゴ首都圏の大気汚染観測のため、2台の移動式の自動測定局舎(トレーラー)を供与。



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)地域住民を対象にした環境教育モデル開発プロジェクト (英)Development of Environmental Education Model to Strengthen Local Capabilities
対象国名	チリ
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	環境管理-気候変動対策
分野課題3	教育-ノンフォーマル教育
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名 援助重点課題 開発課題	環境行政能力向上支援 防災を中心とする環境対策 環境・気候変動対策
プロジェクトサイト	オヒギンス州(VI州)ランカグア市
署名日(実施合意)	2007年03月20日
協力期間	2007年11月01日 ~ 2010年10月31日
相手国機関名	(和)国家環境委員会
相手国機関名	(英)National Environment Committee, CONAMA

プロジェクト概要

背景

チリ国では、1990年に国家環境委員会(CONAMA)が設立され、1994年に環境基本法が公布される等、環境における基準、監視、罰則等の法律が整備されてきた。CONAMAは、それぞれの国家機関が実施する環境政策を調整するとともに、環境質基準(大気・水質等)を策定する任務を有する機関であり、チリ国の環境管理システムを構築する上で中心的な役割を果たしている。

2002年からは、CONAMAが中心となって教育省、森林公社(CONAF)、市町村、UNESCO等と共に「教育機関の環境認証国家システム(SNCAE)」プログラムを実施しており、環境保全に貢献する教育機関の活動に対し環境認証を与えている。これまでに①環境教育における教師の役割、②適切な環境教育の運営管理などの環境教育推進のための基準を作成している。本プログラムの立ち上げ時には、環境教育における関連機関との調整及びプログラムの推進のための「環境認証国家委員会」を設立した。同委員会は、教育省、CONAMA、森林公社等関係機関の代表者によって構成されており、各州におかれた地方委員会が環境認証の対象となる活動を選定している。

一方、これまでの公的教育機関に限定した環境教育の成果は、必ずしも実際の生活の場及び地域社会の環境保全に繋がっているとは言えず、教育関係者のみならず、国や州・市町村といった行政機関、民間企業、一般市民など広範なアクターを巻き込んだ環境教育を推進する必要がある。しかし、広範なアクターを取りまとめる上で重要な役割を担うべき国及び地方レベルにおける行政機関は経験が十分でなく、方針づくり、運営管理、調整などアクター間の連携を進める上で必要な能力強化が課題となっている。以上の背景を踏まえ、市民を巻き込んだ形での環境教育の経験が豊富なわが国へ技術協力プロジェクトの要請がなされた。

これに対し、JICAは2007年3月11日～3月26日に事前調査団を派遣し、先方政府とプロジェクトの基本枠組みについて協議し、2007年3月20日、ミニッツにおいて合意した。

上位目標 環境教育のモデルがチリ国内他州に広がる。

プロジェクト目標 市域内協力連携ネットワーク形成の環境教育モデルが開発される。

成果	<p>成果1. 地域性を重視した環境教育における関係者の参加方法が開発される。</p> <p>成果2. 連携ネットワーク型協働及び地域性を重視した環境教育の推進のための市役所員及び地元関係者の能力が高められる。</p> <p>成果3. 地域性を重視した環境教育についてCONAMA職員の能力が向上する。</p> <p>成果4. プロジェクト普及・推進のための戦略が作成される。</p>
活動	<p>1-1 地域住民を対象とした環境教育の現状に関する調査の実施。</p> <p>1-2 地域の関係アクター間の連携を強化する環境教育推進モデルをデザインする。</p> <p>1-3 地域性を重視した環境教育に関する方法が共有される。</p> <p>2-1 市役所員及び地元関係者の能力開発の研修計画が作成される。</p> <p>2-2 計画した研修を実施する。</p> <p>2-3 実行した研修計画の評価。</p> <p>3-1 CONAMA職員向けの研修計画が策定される。</p> <p>3-2 CONAMA職員向けの研修が実施される。</p> <p>3-3 実施した研修が評価及び修正される。</p> <p>4-1 コミュニティー、件、地域、国、国際単位でのプロジェクト普及・推進計画が作成される</p> <p>4-2 プロジェクト報告書が作成される</p>
投入	
日本側投入	<p>長期専門家 1名(環境教育)3年間</p> <p>短期専門家 7-9名(地域連携促進、住民啓発、教材開発、その他)計3.77MM</p> <p>本邦研修 19名(環境教育)なお、グループ研修にて実施予定。</p> <p>(2007年度は5名、2008年度は7名、2009年度5名、各々約1ヶ月間)</p>
相手国側投入	<p>カウンターパートの配置</p> <p>ローカルコスト負担</p> <p>専門家の執務室</p> <p>専門家への便宜供与</p>
外部条件	<p>チリ国の環境政策が変更されない。</p> <p>CONAMAが情報を保有している。</p> <p>成果1)分析に十分な情報が存在する。</p> <p>成果2)関係者が研修に参加できる。</p> <p>成果3)2008年11月の選挙後も対象地域の市長がプロジェクトへの関心を持ち続ける。</p> <p>市民や関係組織が、環境問題へ関心を持ちパイロットプロジェクトに協力する。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	JICAチリ事務所、CONAMA、州政府をはじめ関係機関による合同調整委員会を設置。
(2)国内支援体制	適宜、国際協力専門員および本邦研修の受入れ機関であるNPOこども環境活動支援協会(LEAF)をはじめとする国内環境教育関連機関からの技術的アドバイスを頂く。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>①サンチャゴ首都圏産業固形廃棄物処理計画:1995年から本格調査(開発調査)を実施。産業固形廃棄物及び医療廃棄物の処理施設、及び最終処分場等の環境管理マスタープランづくり。</p> <p>②環境センタープロジェクト:1995年~5年間。2000年6月から2年間延長。1995年国立チリ大学の所有する環境センター財団として発足したCENMA(環境センター)にて大気汚染気象予測・管理、産業排水・水質管理、産業廃棄物管理、環境情報・研修の各分野にて協力を実施。</p> <p>③無償:環境センター1995年実施。環境センターに対する資機材供与。(E/N金額7.9億円)</p> <p>④青年海外協力隊:2008年から2年間、第6州にて「環境教育」7名</p>
(2)他ドナー等の援助活動	UNESCOが学校認証システムを後援している。



技術協力プロジェクト

本部主管案件

2003年09月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名	(和)パルパライソ先端ICTセンター運営体制強化プロジェクト
対象国名	チリ
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
協力期間	2007年07月02日 ~ 2008年07月02日
相手国機関名	(和)